ねんきんだより

問合せ　保険健康課　介護年金担当　☎0495-77-2113　FAX0495-77-2117

国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料免除制度や保険料納付猶予制度を利用することができます。

【保険料免除制度】

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合は、申請後に承認されると保険料の納付が全額もしくは一部免除になります。免除が承認された期間は年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を納付した期間と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

【保険料納付猶予制度】

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。猶予が承認された期間は年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

【申請方法】

令和6年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付が7月1日から始まります。対象期間は令和6年7月から令和7年6月までです。

また申請時点から2年1か月前までの期間につき、さかのぼって申請することができますので、未納期間がある方は早めの手続きをお願いします。ご不明点等ございましたら下記までお問合せください。

○問合せ
熊谷年金事務所　048-522-5012
保険健康課　0495-77-2113
地域振興課　0274-52-3271

☆熊谷年金事務所　相談予約受付専用番号
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号　0570-05-4890

7月は「青少年の非行・被害防止特別強調月間」です

問合せ　町民福祉課　子育て支援担当　☎0495-77-2112　FAX0495-77-2117

学校が夏休みになる7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村や県、関係団体・家庭・学校・地域住民と連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開しています。

子どもたちにとって待ち遠しい夏休みは、出会いの場が増えたり、夜に出歩く機会が多くなるなど危険も隣り合わせです。また最近では特に、SNS（ソーシャルネットワークサービス）がきっかけのトラブルや、犯罪被害が増えていますので注意が必要です。

保護者の皆様には次の2つのポイントに留意しながら、インターネットやSNSの利用を見守っていただくようにお願いします。

①ペアレンタルコントロールで見守り！

フィルタリングの設定などにより、子供たちが安全にインターネットやスマートフォンを利用できる環境を整えてあげましょう。

②家庭内でルール作り！

利用時間や利用場所の制限、名前や顔写真を載せないこと、さらには、ネットで知り合った人と直接会わないなど、子供の成長に合わせた家庭内でのルールを決めておくことも大切です。

合併処理浄化槽維持管理補助制度をご利用ください

問合せ　防災環境課　環境担当　☎0495-77-2124　FAX0495-77-3915

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽法において、合併浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

町では合併処理浄化槽を適正に管理しているみなさまの負担を軽減するため、維持管理費の一部を補助しています。10人槽以下の家庭用合併処理浄化槽が対象です。

なお、トイレの排水のみを処理するものは「単独浄化槽」であり、補助制度の対象にはなりません。

維持管理とは、合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査のことをいいます。
保守点検：浄化槽の点検、調整や修理のことです。
清掃：浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の清掃を行うことです。
法定検査：保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査です。

【対象地域】 下水道区域（渡瀬・元原の一部・熊野堂の一部）以外の地域

【補助金額】 補助対象経費（保守点検・清掃・法定検査）の合計額の1/2（上限2万円）

【対象期間】 初めて補助金を受けた年度から継続して3年間（申請は毎年必要です）

【申請に必要な書類（申請日から1年以内の書類）】

①浄化槽法第11条による法定検査結果書の写しおよび領収書の写し
②清掃に要した費用に係る領収書の写し
③保守点検に係る記録簿（直近2回分）の写しおよびこれに要した1年分の費用の領収書の写し
※口座引き落としで支払っている場合は、通帳（対象経費が引き落とされている部分）の写しが必要です。

【その他】 上記書類の他に通帳（補助金の振込先）と認印をお持ちください。

老朽空き家除去にかかる費用を一部補助します

問合せ　防災環境課　環境担当　☎0495-77-2124　FAX0495-77-3915

良好な住環境を確保することを目的に、町内老朽空き家の除去に係る費用の一部を補助します。

【補助対象】

補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工され、申請年度の3月31日までに完了する工事。（工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。）

【補助金額】

工事経費（床面積1㎡につき1万円を限度とする。）の1/3で上限300,000円

【条件等】

- 町内に所存する個人所有の居住の用に供していた建築物で、1年以上使用されていないこと
- 特定空き家または昭和56年5月31日以前に建築された建物で、町が定める老朽空き家の判断基準を満たす空き家であること
- 空き家を解体し、敷地全体を更地にする工事であること
- 解体業者が町内業者であること
- 町税等の滞納がないこと

【補助件数】

3件（先着順）